

全体財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………該当事項はありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14 年～50 年

工作物 15 年～60 年

物品 3 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当事項はありません。

② 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6 か月）を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（三島町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（車両、美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく財務書類の作成を行っています。

3 重要な後発事項

該当事項はありません。

4 偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

会計名	区分	連結の方法
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結
介護保険特別会計	特別会計	全部連結
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結
簡易水道事業特別会計	地方公営事業会計（法非適）	全部連結
農業集落排水事業特別会計	地方公営事業会計（法非適）	全部連結
戸別合併処理浄化槽事業特別会計	地方公営事業会計（法非適）	全部連結

連結方法は次のとおりです。

- ① 特別会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示金額単位

表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

6 追加情報（連結貸借対照表に係るもの）

(1) 売却可能資産

① 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

② 内訳

該当事項はありません。